

# 2019 虐待防止推進キャンペーンのお知らせ

## 「防ごう、なくそう児童、高齢者、障がい者の虐待」

虐待は人としての尊厳を傷つける許されない卑劣な行為であり、大きな社会問題になっています。

足利むつみ会では、社会福祉施設を運営する立場から、地域における公益的取組みとして、虐待に対する正しい理解と虐待防止の大切さを、多くの方に広く知っていただくため、次のように虐待防止推進キャンペーンを行います。虐待のない社会に協力して取り組みましょう。

### <虐待防止推進キャンペーン啓発活動予定表>

実施日	実施場所	実施内容
令和元年 7月 12日 (金) 午後 5時 30分～8時	ふくい保育園 (島田町 805)	納涼花火大会において、来園者に啓発グッズ等の配布を行います。
令和元年 8月 2日 (金) 午後 6時～8時	足利むつみ会本部 (利保町 49-4)	きたざと村の夏まつりににおいて、来場者に啓発グッズ等の配布を行います。
令和元年 8月 9日 (金) ①午前 11時 ②午前 12時 40分 ③午後 2時 20分 ④午後 4時	キッズピアあしかが (朝倉町 ヨークタウン 2階)	キッズピアあしかが前において、来場者等に啓発グッズ等の配布を行います。
令和元年 10月 18日 (金) 午後 7時～8時 20分	足利市総合福祉センター (東砂原後町 1072)	虐待防止(人権擁護)映画会と啓発グッズ等の配布を行います。
令和元年 10月 20日 (日) 午後 2時～3時 30分	特別養護老人ホーム青空 (島田町 801)	秋まつりににおいて、啓発グッズ等の配布を行います。

#### < こんな行為が虐待です >

##### ◆◆◆ 児童・高齢者・障がい者に共通する虐待行為 ◆◆◆

- ①身体的虐待・・・ 殴る、蹴る、叩くなど身体に外傷が生じるおそれのある暴力や拘束すること
- ②ネグレクト・・・ 介護や養育を放棄、放任し、衰弱させるような減食、長時間の放置、ひどく不潔にするなど養護を著しく怠ること
- ③心理的虐待・・・ 著しい暴言や拒絶的な対応、不当な差別的言動などにより、著しい心理的外傷を与えること
- ④性的虐待・・・ わいせつな行為をすること、させること

##### ◆◆◆ 高齢者・障がい者に該当する虐待行為 ◆◆◆

- ⑤経済的虐待・・・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせないことや不当に財産を処分すること、不当に財産上の利益を得ること

#### <2019年度 足利むつみ会虐待防止啓発標語>

「守るのは あなたの勇気 その言葉」